

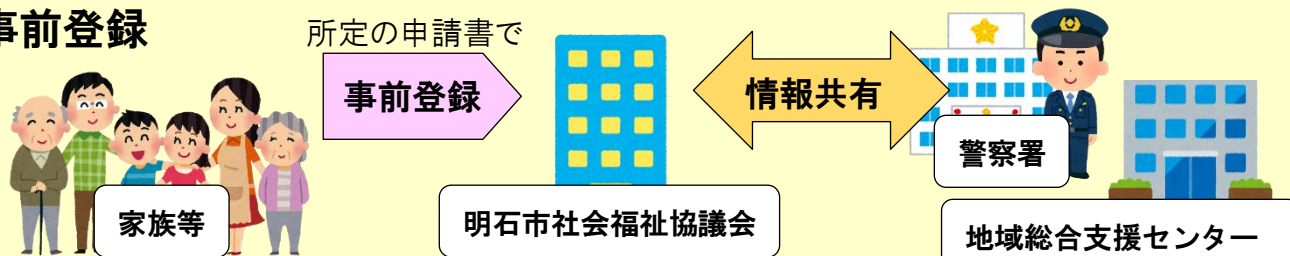
ご存知ですか？

要援護者見守り SOS ネットワーク

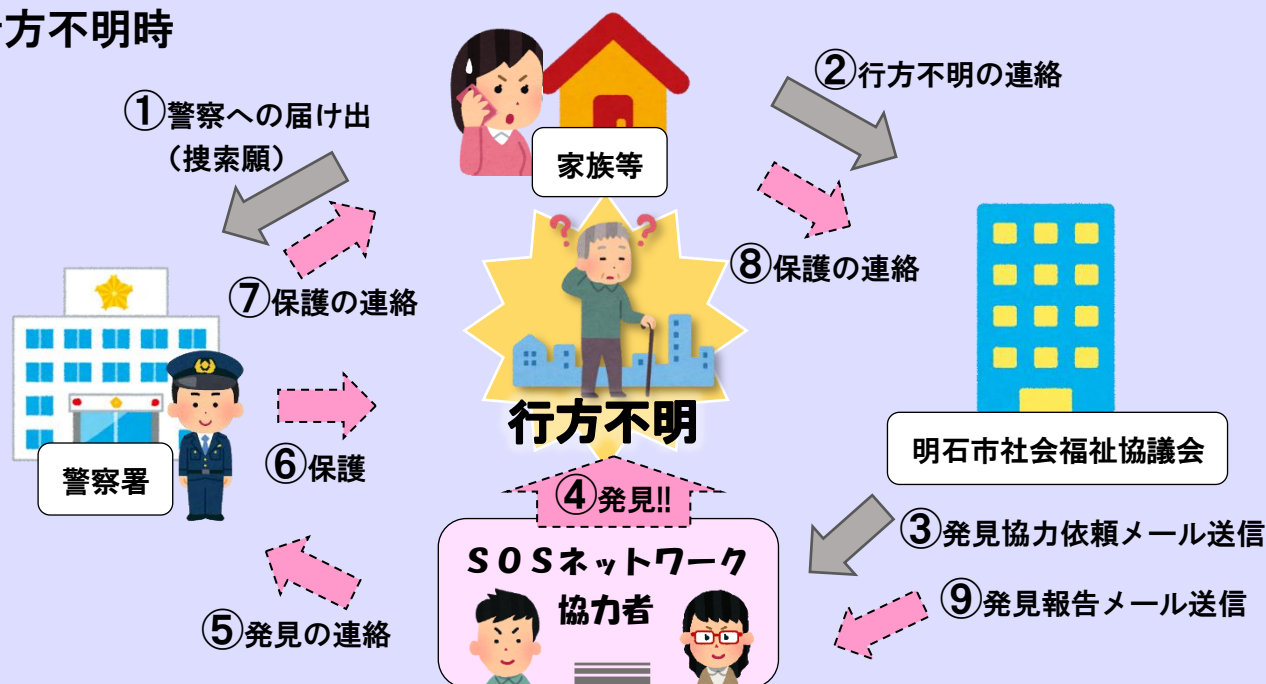
外出中に道に迷うなどの恐れがある高齢者や障がい者の方が、行方不明になられた際に早期発見へ繋げることを目的としています。警察の行方不明者捜索の補完的な機能を果たすもので、見守りする方の数が増えることで、ご家族の精神的な負担軽減につながるなどのメリットがあります。

事前登録いただくと、万が一行方不明になられた際に、協力者へ本人情報をメールで送信することで、協力者が行方不明者を見かけられた場合、明石警察署へ連絡していただき、保護する流れになります。協力者は福祉事業所職員や民生児童委員など福祉関係者をはじめ、地域住民の方にも担っていただいています。事前登録をご希望の方は、明石市社会福祉協議会(Tel:078-924-9106)までご連絡ください。

事前登録



行方不明時



協力者登録手続き方法

■ 特定協力者 → 福祉事業所職員・福祉関係者・民生児童委員など

※特定協力者は所定の申請書でご登録ください。(社協 HP で登録申請の出力可能 詳細は下記連絡先まで)

■ 一般協力者 → 一般市民

QRコードを読み取りご登録ください。



フィーチャーフォン用



スマートフォン用



<問い合わせ先>

ネットワークについて…明石市社会福祉協議会：078-924-9106

(受付時間：平日8:55～17:40)

行方不明者の捜索願 …明石警察署生活安全課：078-922-0110

裏面も
ご覧ください

利用者の事前登録には何が必要ですか？

下記の書類をご用意ください。

・ 要援護者見守り SOS ネットワーク利用者登録申請書	明石市社会福祉協議会 窓口またはホームページからダウンロードできます。
・ 本人の顔写真（登録中はお預かりいたします）	正面から撮影された顔全体が分かる、直近の写真をご用意ください。

明石市社会福祉協議会 窓口へご持参もしくは、**郵送**にて受付いたします。

協力者登録したにもかかわらず、メールが届きません。

携帯電話のメール受信設定のご変更をお願いします

お手数をおかけしますが、下記の明石市社会福祉協議会からのメールが受信できますよう、**携帯電話の設定の変更**をお願いいたします。

設定変更について不明な点は、ご利用の携帯電話販売店にお問い合わせください。

要援護者見守り SOS ネットワーク送信アドレス

【 mimamorisos@akashi-shakyo.or.jp 】

「一般協力者」と「特定協力者」の違いは何ですか。

メール送信内容や登録方法が異なります。

行方不明時に、早期発見及び警察の搜索の一助として、協力者にメール送信をします。

	一般協力者	特定協力者
配信メール内容	文字情報	文字・写真情報
対象者	一般市民	デイサービス・ホームヘルプ等の福祉事業所職員、民生児童委員など、福祉関係者
協力者 登録方法	QRコードを読み取り、画面上で手続き	所定の申請書（書面）にて受付

<連絡先>

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会 地域支援課

〒673-0037 明石市貴崎1丁目5番13号 明石市立総合福祉センター内

（受付時間：平日8:55～17:40）

〔ホームページ <https://www.akashi-shakyo.jp> 〕